

海外在留邦人等を対象とした新型コロナウイルスのワクチン接種事業について

令和3年6月25日（総21第67号）
在デンパサール日本国総領事館

- 日本政府による海外在留邦人等への一時帰国時における新型コロナウイルスのワクチン接種が8月から開始されます。
- 本事業については、期間が限られているため、ワクチン接種希望の方は、帰国時期について計画的にご準備ください。
- 本事業の対象者については、日本人または一部の再入国出国中の外国人となり、日本国内に住民票を有さない、12歳以上である等の条件があります。
- 外務省ホームページ内の特設ページ（ <https://www.ansen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html> ）にて詳細をご確認ください。

1. 接種可能期間

2021年8月1日から2022年1月上旬予定

2. 接種可能場所

羽田及び成田の2空港の特設会場において実施

3. 対象者

(1) 日本国内に住民票を有していない日本人

(※ 日本国内に住民票を有する日本人は本事業の対象外で、住民票登録先の自治体による接種事業の対象となります。)

(2) 接種を受ける日に12歳以上である者

(3) 一部の日本への再入国許可を持って出国した外国人（詳細は特設ページを参照）

4. ワクチンの種類

ファイザー製ワクチン

5. 渡航滞在にかかる費用

接種費用については無料となりますが、日本への渡航費や滞在費については自己負担となります。

6. 健康被害発生時の救済内容

接種後に生じた疾病や傷害が、接種による健康被害であることを厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法のB類疾病の定期接種と同等の水準の救済を行うとされています。

7. 予約方法

2021年7月中・下旬に開設予定の特設予約サイトを通じて事前に予約を行う。

8. その他

本件接種事業に関する不明な点やご質問等については、外務省ホームページ内の特設ページ（ <https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html> ）にて確認及び質問を行ってください。